

船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とし、船橋市文化芸術活動支援補助金（以下「文化芸術活動補助金」という。）について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年船橋市規則第 50 号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 8 条から第 12 条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、継続的に文化芸術活動を行っている、又は今後継続的に文化芸術活動を行う者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 個人 市内に在住又は在勤、在学している

(2) 団体 市内に活動の本拠を有し、複数名で構成されその構成員の半数以上が市内に在住又は在勤、在学している

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人又は団体は、文化芸術活動補助金の申請を行うことができない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする個人又は団体

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする個人又は団体

(3) 船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」

という。)並びにその統制下にある個人又は団体

(4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体

(5) 個人又は団体(構成員を含む。)に課せられた市税を滞納している個人又は団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、船橋市内で行われ、芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであり、事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれる営利を目的としない事業(当該事業は同一年度内に着手し、かつ、完了する事業とする)であり、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 文化芸術活動拡大事業 事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者(以下「一般市民等」という。)が出演、出品、鑑賞するなど、幅広い一般の市民の事業への参加が見込まれ、文化芸術活動の裾野の拡大に貢献する事業

(2) 育成事業 文化芸術活動をする人材を、2年以上継続的かつ段階的に育成又は支援をし、又は個人で2年以上継続的かつ段階的に活動し、文化芸術活動の活性化に資することが期待できる事業。なお、事業の一環として、必ず補助及び交付の決定がされた年度に発表の場を設けること。

(3) 大規模特別事業 内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般市民等の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を一般市民等に広く提供するような、文化芸術の裾野の拡大に特に貢献する事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する支援対象事業は、補助金の申請を行うことができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 暴力団等並びにその統制下にある団体を利する事業
- (4) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 専ら収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業として行われるもの
- (6) 文化祭その他の学内行事として行われるもの
- (7) 事業の参加者（出演者・出品者等）が、事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの
- (8) 事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合
- (9) 国、県、市又はそれらの外郭団体が主催又は共催となっている事業
- (10) 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
- (11) その他補助対象事業とすることが適当でない認められるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

及び補助金の補助対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）

は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は別表 2 に掲げるとおりとし、当該年度に補助する補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(申込みの限度)

第 7 条 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかで補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動については、補助する決定を受けた号と別の各号で申込みを行うことができない。

2 前項の規定に関わらず、個人又は団体は、補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動について、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業は初回の申込みより連続する 3 年度を超えて申込みを行うことができない。

(申込方法)

第 8 条 補助金の申込みを行う個人又は団体(以下「申込者」という。)は、市長が定める期日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業計画書(第 2 号様式)
- (2) 収支予算書(第 3 号様式)
- (3) 誓約書(第 4 号様式)
- (4) 過去の活動歴及び前年度決算
- (5) 団体の会員名簿(団体のみ)
- (6) 構成団体一覧表(複数の団体で構成するものに限る。)
- (7) 申込者の組織の運営に関する定め(規定されている場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申込みのあった事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

3 申込者は、第 1 項の規定により申込みするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(支援対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申込み時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 申込者が、過去に第16条に基づく補助及び交付の決定の取消し等を受けている場合、市長は申込みを棄却することができる。

（判定会議）

第9条 市長は、補助の可否を決定するに当たり、前条に規定する申込みに対する補助の適否、補助金の額等について、次に掲げる事項に関して判定会議に諮るものとする。

- (1) 法令等に違反していないこと。
- (2) 目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定に誤りがないこと。

- 2 判定会議は、船橋市文化振興推進協議会（以下「協議会」という。）によって運営する。

- 3 協議会の組織及び運営に関する事項については、市長が別に定める。
（補助及び交付の決定等）

第10条 市長は、判定会議の結果を踏まえ、補助の可否について決定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金交付可否決定通知書（第5号様式）により、申込者に通知する。

- 2 市長は、前項において補助及び交付の決定を受けた個人又は団体（以下「補助決定団体等」という。）に対して、適正な交付を行うために必要があるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は補助金の交付に係る事項を修正することができる。

- 3 市長は、第8条第3項ただし書の規定による申込み申請がなされた

ものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、補助及び交付の決定を行うものとする。

- 4 補助決定団体等は、当該補助及び交付の決定を取り下げようとするときは、速やかに船橋市文化芸術活動支援補助金取下書（第6号様式）により市長に提出しなければならない。

（補助及び交付の決定の公表）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助及び交付の決定をしたときは、補助決定団体等の名称、補助決定内容及び補助金交付予定額を公表するものとする。

（事業の遂行等）

第12条 補助決定団体等は、補助及び交付の対象となった事業計画及び市長が補助及び交付の決定に付した条件その他市長の指示に従い、補助及び交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を行わなければならない。

- 2 市長は、補助事業の遂行にあたり、必要があると認めるときは、当該補助決定団体等に対して必要な条件を付し、指示することができる。

（補助事業の変更等）

第13条 補助決定団体等は、補助事業の計画又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書（第7号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の補助及び補助及び交付の決定の内容又はこれに付した条件の変更を、船橋市文化芸術活動支援補助金変更承認・不承認通知書（第8号様式）により承認することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第 14 条 補助決定団体等は、補助事業の完了後 20 日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金実績報告書(第 9 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 船橋市文化芸術活動支援補助金実施結果報告書(第 10 号様式)

(2) 収支決算書(第 11 号様式)

(3) チラシ、パンフレット等の製作物(製作物がある場合に限る。)

及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真

(4) 領収書等の写し(補助対象外経費も含む)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第 8 条第 3 項ただし書の規定により申込み申請をした補助決定団体等は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 15 条 市長は、前条第 1 項に規定する実績報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の補助及び交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書(第 12 号様式)により補助決定団体等に通知する。この場合において、補助決定団体等が補助事業の実施のため支出したとする経費について、その使途、金額及び支出先等の事実が領収書等の証拠書類によって明確に確認できないときは、当該経費に係る補助金の交付は行わない。

(補助及び交付の決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助決定団体等が次の各号のいずれかに該当すると

きは、補助金の補助及び交付の決定の全部又は一部の取消しを、船橋市文化芸術活動支援補助金取消決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助及び交付の決定を受けたとき
 - (2) 暴力団等に規定する個人又は団体であることが判明したとき
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の補助及び交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の補助及び交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市文化芸術活動支援補助金返還命令書（第14号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助決定団体等は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助決定団体等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助決定団体等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに

納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助決定団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)は、船橋市文化芸術活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書(第15号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税の仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助金補助及び交付の決定が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 補助決定団体等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。

(調査又は報告)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助決定団体等に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補助金交付事業である旨の表示義務)

第 22 条 補助決定団体等は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に「船橋市文化芸術活動支援補助金活用事業」という名称を表示するものとする。

(成果の公表)

第 23 条 市長は、補助事業の成果について公表するものとする。

2 第 14 条に基づく実績報告を行った補助決定団体等は、補助金の交付の対象となった文化芸術活動の成果等を市民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(補助対象事業の特例)

2 第 4 条第 1 項中「船橋市内」とあるのは、船橋市文化芸術ホール条例（昭和 53 年船橋市条例第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する船橋市民文化ホールにおいて、令和 7 年度からの工事期間の休館中に限り、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する劇場、音楽堂等で開催する事業は、「船橋市内外」と読み替えるものとする。

別表 1

補助対象経費

費目	主な内容
音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器及び楽譜借料、楽譜購入料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲及び編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術及び衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料 等
会場・舞台費	会場使用料（附帯設備を含む）、会場設営費及び撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら及びメイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費 等
印刷費	ポスター及びチラシ、プログラム、図録、チケット、入場整理券、台本等の印刷費 （無料配布するものに限る）
謝金・人件費	外部講師、審査員、運営スタッフ、会場整理員、原稿執筆等への謝礼 ただし、団体の構成員に係るものを除く
宣伝費	広告掲載料、入場券販売手数料等
記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る）
通信費	案内状送付料等
保険費	イベントに係る保険
旅費	出演者及び講師等の交通費及び宿泊料 （事業当日に係るものに限る）

その他	その他市長が適当と認める経費
-----	----------------

補助対象外経費

費目	主な内容
有償頒布作成費	有償頒布するプログラム・図録等作成経費
事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費	
食糧費	弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費
会議費	打合せ等に係る会場使用料、資料作成費等
事前練習・準備費（育成事業は除く）	事業開催の前日よりも前に行うリハーサル・準備に係る経費等 ただし、公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロは補助対象とする。
賞金・賞品代	コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代 等
交際費・接待費	講師等への手土産（お弁当や菓子折り） 等
駐車代	
振込手数料	
間接費	事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信料、ボールペン購入料等）
その他	その他市長が適当でない判断した経費

別表 2

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内（千円未満切り捨
-----	---------------------------

	て)
補助上限額	(1) 文化芸術活動拡大事業 30万円 (2) 育成事業 30万円 (3) 大規模特別事業 150万円
補助金の額	次の各号のいずれか低いものとする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額 (2) 補助上限額 (3) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額。ただし、千円未満切り捨て。）

(第1号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書

令和 年 月 日

船橋市長 へ

団体所在地 ・個人住所	
団体名	
代表者名・ 個人名	

船橋市文化芸術活動支援補助金の交付を希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 事業名・内容

事業名	
事業内容 (簡潔に記載)	

2 補助金の申込区分(いずれか1つに○をすること)

<input type="checkbox"/>	文化芸術活動拡大事業
<input type="checkbox"/>	育成事業
<input type="checkbox"/>	大規模特別事業

3 事業の着手・完了予定期日

着手予定	令和 年 月 日
完了予定	令和 年 月 日

4 交付を受けようとする補助金の申請額

円

5 添付書類(添付した書類に○をすること)

<input type="checkbox"/>	事業計画書(第2号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	収支予算書(第3号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	宣誓書(第4号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	過去の活動歴及び前年度決算	(必須)
<input type="checkbox"/>	団体の会員名簿	(団体のみ必須)
<input type="checkbox"/>	構成団体一覧表	(複数の団体で構成されている場合は必須)
<input type="checkbox"/>	申込者の組織の運営に関する定め	(規定されている場合のみ)

6 連絡先(結果送付先)

〒	
住所	
氏名	
電話番号	
e-mail	

7 消費税の適用に関する事項(該当するものに✓)

<input type="checkbox"/>	①交付金交付額の算定 消費税額を交付対象経費に含めないで交付金交付額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)
<input type="checkbox"/>	②①で「消費税を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定」を選択した理由
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他()

(第2号様式)

事業計画書

1. 団体名または個人名	(ふりがな)
2. 代表者名	(ふりがな)
3. 団体または個人住所	
4. 団体設立(個人活動開始)年月及び活動年数	
5. 会員数(構成員数)	人
6. 団体の目的または個人の活動の目的	
7. 主な活動内容と活動実績 ● 事業名 ● 開催日・会場 ● 動員数 ※過去3年程度	
8. 船橋市や他団体等からの資金助成及び委託等の実績(過去3年程度)	例)○年度△△財団▼▼事業◇◇円

9. 事業の名称	(ふりがな)
10. 事業の目的と具体的な企画内容、特徴、新たな取り組み (公演の場合:演目、曲目、幕構成、主な出演者、主なスタッフ等) (展示の場合:展示作品の種類、点数、主な作品名、出品者等) ※具体的に記入してください。	
11. 事業日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
12. 事業会場	【市外の施設の場合は、なぜ市外の施設で開催するのか理由を記入してください。】
13. 入場料	
14. 実施スケジュール	

15. 出演(出展)者 見込	人(うち、一般参加者見込 人)
16. 観客動員見込	人(うち、一般参加者見込 人)
17. 共催者・後援 者・協賛者名等と その役割	
【① 事業を行うことで、船橋市の文化芸術にどのような効果や影響があるかを記入してください。】	
【② -1 事業成果が今後、どのように市民間で新たな交流を生むのか。 -2 事業発展を行っていくための工夫を記入してください。】	

【③ 幅広い市民の参加、鑑賞、体験を得るための工夫を記入してください。】

【④ 補助金をどのように活用し、それが事業にどのような効果をもたらすのか、補助金の必要性も踏まえ具体的に記入してください。】

【⑤ -1 今後の事業計画や展望。
-2 次世代の文化芸術の担い手・育成への効果や工夫を記入してください。】

【⑥ どのように広く周知するのか広報活動を記入してください。】

申請者の公開されている周知用の HP・SNS の URL 等をご記入ください。

HP:
YouTube:
Instagram:
Facebook:
TikTok:
X:
その他 SNS():
【⑦ 【その他、特記事項やPRしたい点などを自由に記載してください。】

収支予算書

団体または個人名	
補助金の種類	

〈収入〉

項目	金額	内訳				備考
		項目	数量	単位	単価	
入場料	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
協賛金	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
その他収入 (広告料・物販売り上げ等)	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
小計(事業収入合計)	0				0	
自己負担金	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
収入合計(A)	0				0	

補助金	0
-----	---

〈支出〉

費目	金額	内訳				備考	
		項目	数量	単位	単価		
対象経費	0	音楽・文芸・美術費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	会場・舞台費				0	
						0	
						0	
						0	
		印刷費				0	
						0	
						0	
		謝金・人件費				0	
						0	
						0	
		宣伝費				0	
						0	
		記録費				0	
						0	
通信費				0			
				0			
保険費				0			
				0			
旅費				0			
				0			
有償頒布作成費				0			
				0			
事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費				0			
				0			
食糧費				0			
				0			
会議費				0			
				0			
事前練習・準備費				0			
				0			
賞金・商品代				0			
				0			
交際費・接待費				0			
				0			
駐車代				0			
				0			
振込手数料				0			
				0			
間接費				0			
				0			
				0			
その他				0			
				0			
				0			
				0			
支出合計(B)	0				0		
補助対象経費合計	0				0		
補助対象外経費合計	0				0		

(第4号様式)

誓約書

下記の事項について誓約します。

(1) 船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱及び募集要項の内容を把握及び理解し、遵守し、補助対象事業の条件を満たした上で、当該補助金を申請します。

(2) 次のいずれにも該当する個人又は団体ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする個人又は団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする個人又は団体
- 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)並びにその統制下にある個人又は団体
- 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体
- 個人又は団体(構成員を含む。)に課せられた市税を滞納している個人又は団体
- 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助金等を受けている個人又は団体

(3) 次のいずれにも該当する事業ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- 暴力団等並びにその統制下にある団体を利する事業
- 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業として行われるもの
- 文化祭その他の学内行事として行われるもの
- 事業の参加者(出演者・出品者等)が、事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの
- その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

令和 年 月 日

船橋市長様

住所 _____

団体名 _____

個人名または団体の代表者名 _____

連絡先 _____

(第5号様式)

船教文第 号
令和 年 月 日

船橋市文化芸術活動支援補助金交付可否決定通知書

様

船橋市長

船橋市文化芸術活動支援補助金の申込みのあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

事業名	
交付の可否について	可 ・ 否
経費所要総額のうち補助対象となる経費	円
補助金交付予定額	円
補助金交付条件	<ol style="list-style-type: none">1. 補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。2. 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。3. 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。
交付されない理由	

(第6号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金取下書

令和 年 月 日

船橋市長あて

団体所在地・個人住所

団体名

代表者名・個人名

船橋市文化芸術活動支援補助金の補助及び交付の決定のあった事業について、取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業名称
2. 届出の理由（必要により資料を添付してください）

(第7号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書

令和 年 月 日

船橋市長あて

団体所在地・個人住所

団体名

代表者名・個人名

船橋市文化芸術活動支援補助金の補助及び交付の決定のあった事業について、変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名称

2. 変更の内容

3. 理由（必要により資料を添付してください）

(第8号様式)

船教文第 号
令和 年 月 日

船橋市文化芸術活動支援補助金変更承認・不承認通知書

様

船橋市長

船橋市文化芸術活動支援補助金の補助及び交付の決定のあった事業について、下記のとおり通知します。

記

1. 事業名称

2. 申請事項について

承認

不承認

(理由:)

3. 変更の内容(承認の場合)

4. 承認の条件

(第9号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金実績報告書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あ て

団体所在地・個人住所

団体名

代表者名・個人名

交付の決定を受けた船橋市文化芸術活動支援補助金については、その事業を完了したので、次のとおり報告します。

1. 事業名：
2. 事業完了年月日：令和 年 月 日
3. 添付書類：
 - (1) 結果報告書(様式第10号)
 - (2) 収支決算書(様式第11号)
 - (3) チラシ、パンフレット等の製作物(製作物がある場合に限る。)及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
 - (4) 領収書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(第 10 号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金実施結果報告書

個人又は団体名	
事業名	
事業日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
事業会場	
来場者数	
チケット販売枚数	
出演(出展)者見込	人(うち、一般参加者見込 人)
観客動員見込	人(うち、一般参加者見込 人)
共催者・後援者・協賛者 名等	
実施項目 ※時系列で詳細に	
事業の成果	
本補助金制度について のご意見等	

収支決算書

団体または個人名	
補助金の種類	

〈収入〉

項目	金額	内訳				備考
		項目	数量	単位	単価	
入場料	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
協賛金	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
その他収入 (広告料・物販売り上げ等)	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
小計(事業収入合計)	0					0
自己負担金	0				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
収入合計(A)	0					0

補助金	0	補助金交付 予定額	
-----	---	--------------	--

〈支出〉

費目	金額	内訳				備考	
		項目	数量	単位	単価		
対象経費	0	音楽・文芸・美術費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	会場・舞台費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	印刷費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	謝金・人件費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	宣伝費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	記録費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	通信費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	保険費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	旅費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	有償頒布作成費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	食糧費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	会議費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	事前練習・準備費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	賞金・商品代				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	交際費・接待費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	駐車代				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	搬入手数料				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	間接費				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
補助対象外経費	0	その他				0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
支出合計(B)	0					0	
補助対象経費合計	0					0	
補助対象外経費合計	0					0	

(第 12 号様式)

船教文第 号
令和 年 月 日

船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書

様

船橋市長

船橋市文化芸術活動支援補助金について、船橋市文化芸術活動支援補助金実績報告書に基づき精査した結果、下記のとおり補助金の額が確定したので、下記のとおり通知します。

事業名		
補助金交付予定額		円
補助金交付確定額		円
補助対象確定経費内訳		
	費目	金額
対象経費	音楽・文芸・美術費	円
	会場・舞台費	円
	印刷費	円
	謝金・人件費	円
	宣伝費	円
	記録費	円
	通信費	円
	保険費	円
	旅費	円
	その他	円

(第13号様式)

船教文第 号
令和 年 月 日

船橋市文化芸術活動支援補助金取消決定通知書

様

船橋市長

船橋市文化芸術活動支援補助金の補助及び交付の決定のあった事業について、下記のとおり取消を決定したので通知します。

記

1. 事業名称:
2. 取消の理由:

(第 14号様式)

船教文第 号
令和 年 月 日

船橋市文化芸術活動支援補助金返還命令書

様

船橋市長

船橋市文化芸術活動支援補助金ついて、下記のとおり返還してください。

事業名			
事業日時			
返還すべき金額	円		
返還期限	令和 年 月 日		
返還を命ずる理由			
返還方法	別添納付書による		
交付決定年月日	年 月 日	番号	第 号
補助金交付予定額	円		
補助金交付確定額	円		

(第15号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あ て

団体所在地・個人住所

団体名

代表者名・個人名

船橋市文化芸術活動支援補助金事業として補助金の補助及び交付の決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額：_____ 円
2. 確定申告により確定した船橋市文化芸術活動支援補助金事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)：
_____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他(返還算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3. その他資料について

申告方式	添付書類	提出書類に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務がない	免税事業所であることを証する書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	消費税確定申告書(簡易課税用)(写)	<input type="checkbox"/>
公益法人(一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人)等で特定収入割合が5%を超えている場合	<ul style="list-style-type: none">● 消費税確定申告書(写)● 消費税確定申告書付表2(計算表)(写)● 特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>

課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税確定申告書(写) ● 消費税確定申告書付表2(計算表)(写) 	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が 95%未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって一括比例配分方式のより消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が 95%未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

1. 添付資料

・返還額算出シート(対象の場合のみ)

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)